

業務名	契約相手	契約金額	契約締結日	地方公営企業法施行令の適用条項	随意契約の理由	担当課
情報ネットワーク保守に関する契約	リコージャパン 株式会社 デジタルサービス営業本部 島根支社 島根第2営業部 部長 川原 寛弘 松江市平成町182-27	1,798,200円	令和8年4月1日	第21条の13 第1項第2号	本業務は、情報ネットワークの通信機器を保守し、障害発生時に24時間365日対応するとともに、当局の情報ネットワーク全般を包括管理するための業務である。 当局の情報ネットワーク全般を包括管理し、障害発生等の緊急時に迅速な復旧対応が可能な事業者は、当局の通信システムの設計から通信機器の導入、設定及び既存システムの接続設定まで行ったネットワーク構築事業者である現受託者に限られるため、特命随意契約にて本業務を履行するもの。	総務課
松江市上下水道局データセンター業務委託	株式会社 マツケイ 代表取締役社長 名原 厚 松江市乃木福富町735-211	11,237,820円	令和8年4月1日	第21条の13 第1項第7号	局情報システムの基幹拠点であるデータセンターについては、平成21年度にプロポーザル方式により選定し㈱マツケイと契約したものである。平成26年度より上水道遠隔監視システムを整備、令和元年度には下水道遠隔監視システムの整備を継続して行っている。 こうした状況の中、既設サーバー等に移設した場合、別途多大な費用が必要となることから、現受託者と引き続き契約することで著しく有利な価格となるため、特命随契にて本業務を履行するもの。	総務課
令和8年度経営・業務改善支援業務委託	株式会社 ぎょうせい中国支社 支社長 藤原 和秀 広島県広島市中区三川町2-10 愛媛ビル・広島5階	3,586,000円	令和8年4月1日	第21条の13 第1項第2号	本局は、㈱ぎょうせい中国支社の財務会計システムを利用し、会計処理全般についてシステム面での支援を受けている。本業務はこの財務会計システムを活用しながら、効率化ツールの導入について、会計事務処理等の経営・業務改善支援を受けるものである。さらに、昨年度の経営・業務改善支援業務委託契約も締結しており、本局の業務課題を把握していることから、本業務を受託できるのは当該事業者の他にないため。	経営課
水道メーター検定満期取替等業務委託	松江管工事業協同組合 理事長 北野 伸昭 松江市学園南二丁目20-8	取替単価13mm 5,957円/個 取替単価20mm 7,207円/個 ほか	令和8年4月1日	第21条の13 第1項第2号	松江管工事業協同組合は本市の指定給水装置工事業に登録のある事業所を組織しており、市内の地理等を熟知し修繕実績も豊富である。当組合に全事業区域を一括発注することで、加盟事業所の地域別の割り当てや地域間での調整が可能となり、より適切で効率的な施工を図ることができ、また、緊急時の迅速な対応も可能となることから、市民サービスの向上にもつながる。広範囲にわたる全事業区域の業務が円滑に履行できるのは、市内29社の水道工事店が加盟し組織力を有している当組合の他にないため。	営業課
R8年度 情報配信業務委託	小松電機産業 株式会社 代表取締役 小松 昭夫 松江市乃木福富町735-188	5,702,400円	令和8年4月1日	第21条の13 第1項第2号	公共下水道並びに集落排水施設のマンホールポンプ等の運転状況の遠隔監視及び異常通報を受信する情報配信システムは、サービス提供型（クラウド）システムであり、現地電気計装機器の通信接続仕様等も当該事業者の仕様に合わせて構成している。新たなシステム構築に移行するまでは現行の設備機器を有効利用するため、特命随契にて当該システムを利用し運転管理を行うもの。	維持管理課

業務名	契約相手	契約金額	契約締結日	地方公営企業法施行令の適用条項	随意契約の理由	担当課
R8年度 上下水道高圧受電施設電気保安業務委託	一般財団法人 中国電気保安協会 理事長 天野 浩一 広島県広島市東区二葉の里3-5-7	5,809,320円	令和8年4月1日	第21条の13第1項第2号	当局の管理する自家用電気工作物を設置している上下水道施設での電氣的な事故は周囲に大きな影響を与えることから、経験・知識及び技術力を有するとともに、24時間365日の保安体制が整い、緊急時の迅速な対応が可能でなければならない。また、広域災害が発生した場合においては、市内に点在する当該施設へ一斉に対応できるだけの電気主任技術者が在籍していることが求められ、これらの組織的体制（マネジメント・技術者数）が確立している法人は、中国電気保安協会のみであるため。	浄配水課
R8年度 汚水移送業務委託	松江八東生活環境保全事業協同組合 理事長 土江 良弘 松江市八幡町880-53	平日 所定時間 11,500円/h （税抜） ほか	令和8年4月1日	第21条の13第1項第2号	本業務は、当局が管理する公共下水道施設、集排施設、集合処理施設、し尿処理施設等の各管理区域内で異常が発生した箇所及び工事に伴い汚水の流入を一時的に止める必要がある場合、汚水を引き抜き、指定する場所まで運搬する業務である。 機器の故障及び災害等の緊急時に当局が管理する全対象処理区域の汚水移送を緊急に行う場合や修繕工事等に伴う汚水移送を単一業者で行うことは単一事業者では不可能であり、輸送車両等を確保することが可能で、かつ全対象処理区域の汚水移送を緊急に行うことができるのは当該組合のみであるため。	維持管理課
R8年度 公設浄化槽保守管理業務委託	松江八東生活環境保全事業協同組合 理事長 土江 良弘 松江市八幡町880-53	高度処理型 通常点検 5人槽 5,600円/回 （税抜） ほか	令和8年4月1日	第21条の13第1項第2号	公設浄化槽保守管理業務を行うには、浄化槽保守点検業の登録のほか、松江市の浄化槽清掃業の許可及び一般廃棄物（汚泥）の収集運搬業の許可が必要である。 市内全域にわたって設置してある公設浄化槽935基（管理予定基数）の保守管理を履行できる事業者はおらず、浄化槽清掃業の許可等の資格を有する全事業者（11事業者）が加盟する松江八東生活環境保全事業協同組合と随意契約を締結するもの。	維持管理課
R8年度 汚泥処分業務委託	三光 株式会社 松江支店 支店長 徳岡 大河 松江市八東町江島1128-105	脱水汚泥 21,500円/t （税抜） 濃縮汚泥 30,000円/t （税抜） ほか	令和8年4月1日	第21条の13第1項第2号	本業務は、本局が管理する汚水処理施設等から発生する脱水汚泥（産業廃棄物及び一般廃棄物）及び濃縮汚泥（産業廃棄物）、し渣（産業廃棄物）の処分業務である。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条及び第15条に定められている本業務に必要な一般及び産業廃棄物処理業の許可を持ち、脱水汚泥及び濃縮汚泥の有効利用並びに再生利用が可能な事業者は市内及び近郊では当該事業者のみであるため。	維持管理課
R8年度 意東地区汚泥処理施設維持管理業務委託	日本ミクニヤ 株式会社 中国支店 支店長 富本 啓介 広島県広島市南区出島1-11-14	3,245,000円	令和8年4月1日	第21条の13第1項第2号	意東地区汚泥処理施設に設置してある汚泥処理装置は、独自技術で構築開発され、運転管理方法を含めて特許を取得した者であり、この装置の運転管理ができるのは独占実施権を持つ当該事業者のみであるため。	維持管理課

業務名	契約相手	契約金額	契約締結日	地方公営企業法施行令の適用条項	随意契約の理由	担当課
R8年度 処理場汚泥（脱水）運搬業務委託	松江八東生活環境保全事業 協同組合 理事長 土江 良弘 松江市八幡町880-53	汚泥脱水作業 及び運搬 45,500円/ t （税抜） ほか	令和8年4月1日	第21条の13 第1項第2号	本業務は、本局が所有する移動脱水車を使用しての汚泥脱水作業及び脱水汚泥を処分場まで運搬する一連の業務、濃縮汚泥を処理場から処分場まで運搬する業務、処理場し査の収集と処分場まで運搬する業務である。 脱水汚泥の運搬（移動脱水車による汚泥脱水作業を含む）及び濃縮汚泥の収集運搬を行う本業務を単一事業者で行うことは不可能であり、一般及び産業廃棄物の収集運搬を行うための許可及び運搬車両等を有し、かつ計画的効率的な汚泥運搬が可能な者は当該組合のみであるため。	維持管理課
令和8年度 水質検査業務委託	公益財団法人 島根県環境保健公社 理事長 田原 研司 松江市古志原1-4-6	浄水全項目 119,000円/回 （税抜） 原水全項目 84,000円/回 （税抜） ほか	令和8年4月1日	第21条の13 第1項第2号	本業務は、本局が策定する「松江市上下水道局水質検査計画」に基づく水質検査業務を行うものである。 本局が策定する水質検査計画に基づく水質検査項目全ての検査が実施可能であり、かつ水道GLPを取得しており、高度な検査制度を維持したうえで24時間体制で緊急検査の受け入れが可能で水質事故に備えた年間契約ができるのは、島根県内で当該事業者のみであるため。	浄配水課